

3 セーフティネットの充実

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|---------------------|--|
| ① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進 | | |
| 女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) 暴力を許さない社会の意識づくりを図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、各種啓発事業を実施する。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| こどものエンパワメント支援指導事例集の活用 子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラム。府内公立小中学校に配付。 | — | 市町村教育室 児童生徒支支援課 |
| 女性に対する暴力対策事業(人材養成講座) DV被害者の支援に従事する人に女性に対する暴力に関する基礎的知識や被害者救済のための支援施策等を知ってもらうため「女性に対する暴力人材養成講座」を開催する。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| DV被害者の支援に対する専門家の支援体制確立事業 DV被害者支援体制を整備し、医療面、法律面等専門家によるネットワークを検討し、支援体制の確立をめざす。 | 2,181 | 男女参画・府民協働課 |
| 性犯罪被害防止のための啓発事業 再掲【3-(1)-②】 →P38 参照 | (一) | 府警本部 刑事部 捜査第一課 警察本部 生活安全部 府民安全対策課 |
| 女性に対する暴力対策事業(大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営) 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施することを目的に平成12年9月に設置。府関係相談機関等の連携強化を図っていく。 | 387 | 男女参画・府民協働課 |
| 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。 | 10 | 男女参画・府民協働課 |
| 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の規定に関し、大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進する。 | — | 男女参画・府民協働課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|------------|
| ドーンセンター相談カウンセリング事業 財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託し、関係相談機関と連携を図りながら、女性の視点から自立と主体的な生き方をめざした相談カウンセリング事業を行うほか、相談窓口情報の収集提供などを行う。 ○電話相談・面接相談の実施。 ・電話相談は休館日を除く毎日。 火曜から金曜 17:00-20:00 土曜・日曜 10:00-16:00 ・面接相談は予約制とし休館日を除く毎日。 火曜から金曜 17:00-21:00 土曜・日曜 10:00-18:00 | — | 男女参画・府民協働課 |
| 女性相談センターにおける相談事業 様々な悩みを持つ女性のために相談事業を実施する。 大阪府女性相談センター 電話、面接相談:9:00~20:00(祝・年末年始休み) 緊急一時保護は年中24時間 | — | 子ども室家庭支援課 |
| 配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 配偶者からの暴力に悩む女性のために大阪府女性相談センター、府内6か所の子ども家庭センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、それぞれの施設の機能を活かした府民に身近な専門相談を行う。 ○大阪府女性相談センター 電話、面接相談: 9:00~20:00 (祝・年末年始休み) 一時保護相談は年中24時間 ○各子ども家庭センター (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) 電話、面接相談:月~金 9:00~17:45 (土・日・祝・年末年始休み) | — | 子ども室家庭支援課 |
| ② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進 | | |
| ア 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進 | | |
| 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」の推進 平成 21 年 5 月に改定した「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づく諸施策を推進する。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| 女性相談センターにおける相談事業 再掲【3-(1)-①】 →P36 参照 | (—) | 子ども室家庭支援課 |
| 配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 再掲【3-(1)-①】 →P36 参照 | (—) | 子ども室家庭支援課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|--------------------------|
| 女性のカウンセラーを活用した心のケア体制の整備 配偶者からの暴力等による被害女性を支援するため、被害者を支援・保護しているNP O団体等へ女性カウンセラーを派遣する等、心のケアによる自立支援体制を整備する。 | 1,621 | 男女参画・府民協働課 |
| 女性に対する暴力対策事業(人材養成講座) DV被害者の支援に従事する人に女性に対する暴力に関する基礎的知識や被害者救 済のための支援施策等を知ってもらうため「女性に対する暴力人材養成講座」を開催する。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| 配偶者からの暴力被害者の一時保護委託事業の実施 配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を府内の母子生活支援施設等に 委託して実施する。(原則2週間) | 117,976 | 子ども室家庭支援課 |
| 一時保護事業の実施 夫の暴力などで保護を必要とする女性のために女性相談センター等において一時保護 事業を行う。 | — | 子ども室家庭支援課 |
| 一時保護所(女性相談センター)への心理療法担当職員の配置 精神的に非常に不安定な状況にあるDV被害者の心のケアを行うため、非常勤の心理 療法担当職員を配置する。 | 1,633 | 子ども室家庭支援課 |
| DV被害者自立支援(ステップ・ハウス)事業 配偶者からの暴力被害者向け一時使用のための府営住宅の住戸の提供(平成 17 年度 実施)を受けて、生活用品の貸与を行い、被害者の円滑な自立をバックアップする。 | — | 子ども室家庭支援課 |
| 配偶者暴力相談支援センター設置事業 女性相談センター等、府内7か所の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能 を果たし、被害者の保護等を図る。 | — | 子ども室家庭支援課 |
| 府立女性自立支援センター運営事業 大阪府立女性自立支援センター(大阪府立あゆみ寮、大阪府立よしみ寮、大阪府立の ぞみ寮)を従来の婦人保護施設の機能に加え、妊産婦や乳幼児を連れた女性を対象とす るなど、新たなニーズに対応できる施設として、その適正な運営を図るとともに、施設退所 者のアフターケア事業を実施する。 | 256,705 | 子ども室家庭支援課 |
| 一時保護等都道府県域を超えた広域的対応のための連携 全国知事会でとりまとめられた申し合わせにより被害者の保護に努める。 | — | 子ども室家庭支援課 男女参画・府民協働課 |
| 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 再掲【3-(1)-①】 →P35 参照 | (10) | 男女参画・府民協働課 |
| 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者の意志を 踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。 | — | 警察本部 生活安全部府民安全対策 課 |
| デートDV予防啓発事業 若年者がデートDVの被害者・加害者とならないよう、主として高校生を対象とし、周知啓 発を行う。 | 6,982 | 男女参画・府民協働課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|--|
| 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 再掲【3-(1)-①】 →P35 参照 | (一) | 男女参画・府民協働課 |
| 市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の運営 配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が推進されるよう必要な助言や情報提供を行うとともに、被害者の支援が円滑に実施されるよう、府と市町村間や市町村相互の連携を深める。 | — | 男女参画・府民協働課 子ども室家庭支援課 |
| イ 性犯罪への対策の推進 | | |
| 性犯罪捜査における女性隊員の運用 列車内等における痴漢等の女性を狙った犯罪に的確に対応するため、女性隊員の効果的な運用を図る。 | — | 警察本部 地域部 鉄道警察隊 |
| サイバー空間における犯罪被害から少年を守るための取組みの推進 サイバー空間は、児童ポルノが蔓延する等少年を取り巻く有害環境の最たるものであることから、サイバー空間における児童買春・児童ポルノ法事案等の福祉犯罪の取締りを強化するとともに、児童を犯罪被害から守るため、携帯電話に係るフィルタリングの普及、有害情報に触れさせないための保護者、関係事業者に対する取組み等を推進する。 | — | 警察本部 生活安全部少年課 |
| 大阪府迷惑防止条例の適切な運用 第6条違反(卑わいな行為の禁止)を適切に運用し、卑わいな言動への厳正な対処を図る。 | — | 警察本部 生活安全部 府民安全対策課 |
| 性犯罪被害防止のための啓発事業 性犯罪被害を防止するための各種広報啓発及び情報発信を実施する。 | — | 府警本部 刑事部 捜査第一課 警察本部 生活安全部 府民安全対策課 |
| 性犯罪被害者に係る初診料等の支出 性犯罪被害者の経済的負担を軽減し、事件の潜在化防止及び捜査への理解と協力を得る。 | 4,660 | 警察本部 総務部 府民応接センター |
| ウーマンラインによる被害相談事業 被害申告に伴う精神的負担を緩和・軽減するため、性犯罪被害の相談電話に女性警察官が対応し、内容によっては面接相談も実施する。 相談時間 9:00～17:00 (土・日・祝日及び上記時間帯以外は留守番電話で対応) | — | 警察本部 刑事部 捜査第一課 |
| 交番における女性相談事業 女性の性犯罪等の被害に対する不安感を軽減・解消するため、女性警察官を配置している交番において、電話・来訪による女性からの相談に女性警察官が対応する。(日時・場所は、最寄りの警察署に問い合わせ) | — | 警察本部 地域部 地域総務課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|---|
| 「列車内ちかん被害相談」相談所による被害相談事業 列車内等における痴漢等の被害相談に、女性警察官が対応するとともに、「ちかん相談 FAX」を設置し、24時間相談を受理する。 | 89 | 警察本部 地域部 鉄道警察隊 |
| 性犯罪被害者診療における協力体制の構築 府下の産婦人科医に対し、「医師用性犯罪被害者対応マニュアル」を配付し、性犯罪捜査及び被害者支援に対する協力体制を構築する。 | — | 警察本部 刑事部 捜査第一課 警察本部 総務部 府民応接センター |
| 性犯罪被害者支援における協力体制強化の推進 性被害体験を語る性犯罪被害者等を講師に招いて、支援団体・警察・司法関係者・医師等による勉強会等を実施し、性犯罪の潜在化及び二次被害の防止に向けて、各関係団体の連携を図り、協力体制を強化する。 | — | 警察本部 刑事部 捜査第一課 |
| 被害者カウンセリング制度の実施 カウンセリング専門機関と連携して、性犯罪被害者の精神的被害の軽減を図るため、専門カウンセラーの派遣や、専門機関におけるカウンセリングを実施する。 | 500 | 警察本部 総務部 府民応接センター |
| 指定女性捜査員制度の運用 性犯罪被害者の被害申告に伴う精神的負担を軽減するため、本部及び警察署の女性警察官を予め指定して被害者からの事情聴取等の任務に当たらせる指定女性捜査員を運用する。 | — | 警察本部 刑事部 刑事総務課 警察本部 刑事部 捜査第一課 |
| 被害少年支援活動の推進 犯罪等の被害にあった少年を継続的支援対象少年に指定し、精神的なダメージを軽減するための支援活動を推進する。 | — | 警察本部 生活安全部少年課 |
| 女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) 再掲【3-(1)-①】 →P35 参照 | (—) | 男女参画・府民協働課 |
| 列車内チカン追放キャンペーン等の推進 鉄道事業者や大阪府鉄道警察連絡協議会と連携して駅頭における列車内チカン追放キャンペーンの実施や駅・列車内での啓発用ポスターの掲示、車内アナウンスによる広報等により、痴漢抑止意識の高揚を図る。 | — | 警察本部 地域部 鉄道警察隊 |
| ウ 買春・人身取引への対策の推進 | | |
| 女性相談センターにおける相談事業 再掲【3-(1)-②】 →P36 参照 | (—) | 子ども室家庭支援課 |
| 性非行・性被害防止のための広報啓発活動の推進 犯罪防止教室、犯罪被害防止教室を通じて、児童買春・売春防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行う。 | — | 警察本部 生活安全部少年課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|----------------------|
| 児童買春・児童ポルノ事案等の悪質な福祉犯罪の取締り及び児童の保護対策の推進 再掲【4-(1)-②】 →P62 参照 | (一) | 警察本部 生活安全部 少年課 |
| 風紀風俗事犯等取締りの強化推進 売春事犯や違法ファッションヘルス店等の取締りを強化する。 | — | 警察本部 生活安全部 保安課 |
| エ ストーカー行為等への対策の推進 | | |
| ストーカー規制法の適切な運用 ストーカー規制法を適切に運用し、ストーカー行為等への厳正な対処を図る。 | — | 警察本部 生活安全部府民安全対策課 |
| ストーカー110番相談事業 ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が相談に応じる。(24時間対応) | — | 警察本部 生活安全部府民安全対策課 |
| 女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) 再掲【3-(1)-①】 →P35 参照 | — | 男女参画・府民協働課 |
| 大阪府迷惑防止条例の適切な運用 大阪府迷惑防止条例を適切に運用し、反復したつきまとい等への厳正な対処を図る。 | (一) | 警察本部 生活安全部府民安全対策課 |
| オ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | | |
| 労働相談の実施 再掲【2-(1)-③】 →P22 参照 | (一) | 雇用推進室労政課 |
| 個別労使紛争解決支援制度の実施 再掲【2-(1)-③】 →P22 参照 | (一) | 雇用推進室労政課 |
| 企業向けのセクシュアルハラスメント防止の啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた啓発を行う。 ○セクシュアルハラスメント防止対策啓発冊子の配付 ○セクシュアルハラスメント出前講座の実施 中小企業の事業主等がセクシュアルハラスメント研修を実施するに当たり、講師を派遣する。 | — | 雇用推進室労政課 |
| 職場のハラスメント防止を考えるウィークの実施(特別相談会と防止セミナーの実施) 職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いじめに関する労働相談を集中して受け付ける特別相談や防止セミナーを実施する。 | — | 雇用推進室労政課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|---|
| すこやか教育相談 再掲【2-(2)-②】 →P26 参照 | (14,551) | 教育センター |
| 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の徹底 ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(H20.3)の趣旨の徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」の活用と「被害者救済システム」の周知を学校・市町村に指示し、未然防止・早期対応に努める。児童・生徒及び保護者への啓発をする。 ○「セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～」に基づき教職員の理解・研修を深める。 | — | 教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室児童生徒支援課 |
| 地域等の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組 啓発冊子等を活用して、防止に向けた周知啓発を図る。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| ③ 国際的な女性を取り巻く課題の周知啓発 | | |
| 情報収集・情報提供 国際社会での女性を巡る課題についての情報を収集し、情報提供する。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| ④ 女性の人権を尊重した表現の推進 | | |
| 「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」の活用 「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を活用し、大阪府が発行する刊行物等について、男女平等に立った表現の推進を図る。 | — | 男女参画・府民協働課 |
| メディアを使用した風俗事件の取締り メディアを使用したわいせつ事犯等の風俗事件に対する取締りを推進する。 | — | 警察本部 生活安全部保安課 |

(2) 様々な困難を抱える男女や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|-------------------|
| ① 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援の強化 | | |
| 緊急雇用創出基金事業(重点分野雇用創出事業)【社会起業家活用型ニート対策プロジェクト】 現下の厳しい雇用失業情勢を受け、雇用機会を創出するため、社会起業家(地域の活性化やニート就労支援など、様々な社会課題を事業により解決するNPO等)が持つノウハウ等を活用し、下記事業を行う。 ①学校・家庭・地域連携型ニート予防事業 ②学生中途退学予防事業 ③社会人ピアワークサポート事業 ④地域力によるニート自立化事業 ⑤大学生ひきこもりアプローチ事業 | 165,053 | 雇用推進室雇用対策課 |
| スクールソーシャルワーカー等活用事業 学校と福祉をつなぐ専門家としてスクールソーシャルワーカーを府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。 | 27,281 | 市町村教育室 児童生徒支援課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|------------|
| 大阪あんしん賃貸支援事業 再掲【3-(1)-①】 →P17 参照 | (一) | 居住企画課 |
| 総合相談事業交付金 住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、市町村に対して交付金を交付する。 | 227,000 | 人権室 |
| 医療安全センター運営事業(外国人医療相談事業) 再掲【3-(2)-⑥】 →P57 参照 | (425) | 保健医療室医事看護課 |
| ②ひとり親家庭や障がい児への支援 | | |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対して、職業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。 | 17,788 | 子ども室家庭支援課 |
| 母子家庭自立支援給付金事業 よりよい就業に向けた能力の開発、資格取得など母子家庭等の就労のための給付金制度を実施する(福祉事務所未設置町村所管区域の子ども家庭センター)。 | 36,132 | 子ども室家庭支援課 |
| 母子寡婦福祉資金の貸付 母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金を貸し付ける。 | 1,208,822 | 子ども室家庭支援課 |
| 母子福祉小口資金の貸付 経済的に困窮する母子家庭及び寡婦に対して、大阪府母子寡婦福祉連合会を通じ、緊急な場合に小口資金を貸し付け、自立を支援する。 | — | 子ども室家庭支援課 |
| 母子生活支援施設の指導 生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分にできない母子家庭に対し自立援助や子育て支援を行う母子生活支援施設に対する指導を行うとともに、措置費等を負担する。(公立1か所、民間3か所) | 58,116 | 子ども室家庭支援課 |
| 母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭等の母等が自立するための就学や疾病などにより一時的に介護・保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う。 | 9,123 | 子ども室家庭支援課 |
| 児童扶養手当の支給 母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。 | 571,516 | 子ども室家庭支援課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|---------------------|------------|
| <p>ひとり親家庭医療費助成事業</p> <p>ひとり親家庭の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体:市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達した年度の末日までの子と、その子を監護する父又は母の入・通院 ○18歳に達した年度の末日までの子と、その子を養育する養育者の入・通院 (ただし、児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用) ○一部自己負担額 <ul style="list-style-type: none"> 一医療機関あたり 入通院各 500円/日(月2日限度) <p>※1ヶ月あたり自己負担限度額2,500円</p> | 2,853,142 | 国民健康保険課 |
| <p>子ども家庭センターにおける相談・支援</p> <p>市及び福祉事務所設置の町において母子自立支援員を配置。福祉事務所未設置の8町1村については、そのエリアを所管する府の子ども家庭センターに配置された母子自立支援員が相談・就労支援等に対応するとともに、市町の母子自立支援員のスーパーバイザーとして支援を行う。</p> | — | 子ども室家庭支援課 |
| <p>母子福祉推進委員の選任</p> <p>地域に大阪府母子福祉推進委員を配置し、母子家庭の母等に対する相談や関係機関との連絡調整等を行う。</p> | — | 子ども室家庭支援課 |
| <p>ひとり親家庭生活支援事業</p> <p>ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、生活支援、健康支援、土日・夜間電話相談、児童訪問補助(ホームフレンド)、情報交換の場の提供など、各種地域の実情に応じた支援事業を選択実施する福祉事務所設置自治体に助成する。</p> | 4,979 | 子ども室家庭支援課 |
| <p>職業能力開発の支援体制の充実</p> <p>母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により、職業訓練を受講する場合に、その期間の生活の安定等に資するため訓練手当を支給する。</p> | — | 雇用推進室人材育成課 |
| <p>市町村における地域就労支援事業の実施</p> <p>再掲【2-(1)-②】 →P22 参照</p> | (一) | 雇用推進室雇用対策課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|-----------------------|---------------|
| 身体障がい者及び知的障がい者医療費助成事業 身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体:市町村) ○1～2級の身体障がい者手帳所持者(児) ○重度の知的障がい者(児) ○中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者(児)。 ただし、障がい基礎年金(全部支給停止)の所得制限を準用(単身の場合:本人所得 462 万 1 千円以下)。 ○一部自己負担額 1医療機関あたり 入通院各 500 円/月(月 2 日限度) ※1ヶ月あたり自己負担限度額 2,500 円 | 5,058,882 | 国民健康保険課 |
| 特別児童扶養手当の支給 精神又は身体に障がい有する児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給する。 | 33,730 | 子ども室家庭支援課 |
| 障がい児(者)の短期入所事業 障がい児(者)のいる家庭において、保護者等が疾病、出産等により介護することが困難になった時、施設でショートステイを行う市町村に対して補助を行う。(実施主体:市町村) | 470,134 (障がい者を含む) | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 障がい児等療育支援事業 在宅の障がい児等の地域生活を支援するため、訪問、外来による療育に関する相談・助言の実施、各種福祉サービスの提供の助言、調整等を行う。 | 142,688 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 障がい児の居場所づくり事業 支援学校児童・生徒の放課後や長期休暇等の居場所を確保するため、地域の放課後児童クラブで支援学校の児童を受け入れるために必要な取組みや児童館等を活用した障がいのない児童との交流事業を実施する市町村に対して助成する。 | 34,000 | 子ども室子育て支援課 |
| 日常生活用具給付等事業 重度障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう日常生活用具を給付又は貸与する。(実施主体:市町村) | — | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 補装具費の支給 身体障がい児の喪失した身体的機能を補填するため、補装具の交付及び修理を行う。(実施主体:市町村) | 574,393 (障がい者等を含む) | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 訪問看護利用料助成事業 重度障がい児等が訪問看護ステーションを利用する際、その費用を助成する市町村に対して補助を行う。(実施主体:市町村) | 52,525 | 障がい福祉室地域生活支援課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|---|----------------|
| 障がい児に対する各種手当の支給 ①障がい児福祉手当 身体又は精神に重度で永続する障がいがあるため、日常生活において、常時の介護を要する在宅の20歳未満の者に対し、手当を支給する。(実施主体:大阪府、福祉事務所を有する市町) ②重度障がい者介護手当 常時複雑な介護を必要とする在宅の重度障がい児(者)の介護者に対し、手当を支給する。(実施主体:大阪府) | 305,904 (13,388) (235,903) | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| ホームヘルプサービス事業 常時介護を要する重度の障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活の介護等を行う市町村に対して補助を行う。(実施主体:市町村) | 5,145,511 (障がい者等を含む) | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 視覚障がい幼児療育指導事業 就学前の視覚障がい幼児に対し、通所等により適切な療育を実施するとともに保護者に対して生活上の指導・助言、研修を行う。 (大阪府視覚障害者福祉協会へ委託) | 6,173 | 子ども室家庭支援課 |
| 障がい児福祉施設等への運営補助 障がい児施設の課題に対応し、利用者支援の向上を図るための経費を施設に対して助成する。 | 48,000 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| 児童デイサービス事業 障がいのある幼児及び児童を対象として、日常生活における基本動作及び集団生活に向けての指導・訓練を行う市町村に対して補助を行う(実施主体:市町村) | 212,167 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 重症心身障がい児(者)通園事業 重症心身障がい児(者)の福祉の向上のため、障がい児(者)の通園事業を実施する。 | 155,813 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| 障がいのある生徒の高校生活支援事業 生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がい等の状況に応じ、学習支援員、介助員を配置する私立高校等に対し、助成を行う。 | 12,197 | 私学・大学課 |
| 府立支援学校ジョブチャレンジ事業 府立知的障がい支援学校(知肢併置校を含む)高等部で新規に設置する職業コースにおいて、就労支援のための教育課程を編成し、それに必要な教育環境整備を行う。 | 6,173 | 教育振興室 支援教育課 |
| 府立支援学校福祉医療関係人材活用事業 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士を特別非常勤講師として、府立支援学校へ必要に応じて派遣し、姿勢・運動・動作・姿勢管理等、医学的な側面からの指導・助言を行う。個別の教育支援計画や個別の指導計画との関連を図り、自立活動等における個に応じた指導に活かす。 | 5,223 | 教育振興室 支援教育課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|-----------|
| ③子育て家庭の経済的負担の軽減 | | |
| 私立高等学校・専修学校高等課程の授業料無償化制度 生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、公私の切磋琢磨を促し、大阪の高校教育の質の向上を図る。 | 11,080,249 | 私学・大学課 |
| 私立高等学校・専修学校等の授業料減免助成 保護者等の失職・倒産などの家計急変で授業料の納付が困難となった生徒等の修学を支援する。 | 41,190 | 私学・大学課 |
| 大阪府育英会奨学金制度 (財)大阪府育英会を通じて、教育の機会均等を図るため、向学心に富みながら経済的理由により、修学困難な生徒等に対し、奨学金及び入学資金の無利子貸付を行う。 | 5,484,979 | 私学・大学課 |
| 乳幼児入院時食事療養費助成事業 乳幼児の入院時食事療養費の標準負担額について、市町村が実施する助成事業に対して補助を行う。(実施主体:市町村) 対象者:0～6歳の就学前児童。(障がい児等を含む。) | 83,493 | 国民健康保険課 |
| 乳幼児医療費助成事業 乳幼児の医療費について市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体:市町村) ○0～2歳の通院と、0～6歳の就学前児童の入院(ただし、児童手当の特例給付の所得制限を準用) ○一部自己負担額 1医療機関あたり 入院各500円/日(月2日程度) ※1ヶ月あたり自己負担限度額 2,500 円 | 3,307,185 | 国民健康保険課 |
| 子ども手当の支給 子ども手当の支給に関する法律に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、子ども(中学校終了前まで)を養育している人に手当を支給する。(実施主体:市町村) | 20,254,763 | 子ども室家庭支援課 |
| 新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業 新婚世帯及び子育て世帯の良好な賃貸住宅への入居を支援するため、新婚世帯及び子育て世帯の家賃減額の補助を行う。 500 戸予定 (大阪市、堺市を除く。) | 426,820 | 居住企画課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|-------------------------|
| ④高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進 | | |
| ア 高齢者福祉の充実及び就業促進 | | |
| 市町村等支援事業(広報) 介護保険に関する府民の理解を深めるため、パンフレットの作成や「府政だより」等を活用した広報を行う。 | 3,042 | 高齢介護室介護支援課 |
| 介護サービス基盤の充実 高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険事業者・施設の指定や指導を実施するとともに、施設整備に対する助成事業や介護支援専門員の実務研修などを行う。 | 1,683,127 | 高齢介護室 介護支援課／施設課 |
| 認知症疾患医療センター事業 高齢者やその家族に対して、認知症に関する正しい知識を付与し、若しくは相談対応を行う市町村等に対し、その技術援助を行い、もって地域の認知症高齢者等の保健医療・福祉サービスの向上を図ることを目的とし、大阪府知事が指定する認知症疾患医療センターで行う。 ○認知症疾患医療センター事業の業務内容 ・専門医療相談 ・鑑別診断とそれに基づく初期対応 ・合併症・周辺症状への急性期対応 ・かかりつけ医等への研修会の開催等 ・情報収集・情報提供 ・専門相談の実施 ・困難事例等の個別の高齢者の処遇に係る関係機関との調整(ケースワーク) ○認知症疾患医療センター設置病院 5か所(大阪市・堺市を除く) | 37,365 | 保健医療室地域保健感染症課 |
| 認知症高齢者医療情報提供事業 認知症高齢者に関する医療情報を広域的に把握するとともに、府民並びに医療・保健・福祉関係機関にその情報を提供する。(府こころの健康総合センター内で実施) | — | 保健医療室地域保健感染症課 |
| 介護保険苦情処理体制整備運営費補助事業 介護保険のサービスに関する苦情処理機関である国民健康保険団体連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助する。 | 10,817 | 高齢介護室介護支援課 |
| 介護保険事業者・施設に対する指定・指導・監査 介護保険事業者・施設が法令や運営基準等を遵守し、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を行うよう、事業者・施設に対して指導や監査などを実施する。 | — | 高齢介護室施設課 高齢介護室居宅事業者課 |
| 大阪後見支援センター運営事業 自己の判断のみでは意思決定に支障のある方々の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う「日常生活自立支援事業」の実施主体である「大阪後見支援センター」の運営及び事業の実施に対する補助を行う。 | 201,750 | 地域福祉推進室地域福祉課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|--------------|
| 福祉サービスに関する苦情解決事業 社会福祉事業において提供される福祉サービスに関する苦情の中で、当事者である事業者と利用者との間で解決困難な事例について、中立・公正な立場から、解決に向けての相談やあっせんを行うため、(社福)大阪府社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」の運営及び事業の実施に対する補助を行う | 11,212 | 地域福祉推進室地域福祉課 |
| 地域包括ケア体制推進事業費(高齢者介護予防・地域リハビリテーション推進事業から名称変更) 高齢者が身近な地域でいつまでも生活できるように医療・介護・福祉等のサービスが切れ目なく効果的に提供される「地域包括ケア」体制を構築するための課題の整理と具体的方策の検討を行い、市町村における地域包括ケア体制構築の促進を図る。 | 15,910 | 高齢介護室介護支援課 |
| 街かどデイハウス支援事業 介護保険制度下で自立の高齢者等に対する介護予防を図る観点から、地域で高齢者の自立生活を支えられるよう、既存施設を活用し住民参加による柔軟できめ細かなサービスを提供する住民参加型非営利団体等を市町村とともに支援する。 | — | 高齢介護室介護支援課 |
| 地域福祉・子育て支援交付金(高齢分野) 地域の実情に即して、高齢者の見守りや居場所づくりなど市町村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に位置づけた高齢者福祉に関する事業を推進する市町村を支援する。 | 160,606 | 高齢介護室介護支援課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---|---------------------|
| <p>福祉・介護人材確保のための緊急支援事業</p> <p>○進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、中高生・教員等に対し仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。</p> <p>○潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者等に対し、福祉・介護従業者として再就業や新たな参入を促進するための実践的な研修を実施。</p> <p>○複数事業所連携事業 単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難な複数の事業所等がネットワークを形成し、共同で実施する求人活動や職員研修等を支援する。</p> <p>○職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する方に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。 委託先: 大阪府福祉人材センター</p> <p>○福祉・介護人材マッチング支援事業 府福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、求職側には個々の求職者にふさわしい職場紹介を行い、求人側には働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行うことにより安定した福祉・介護人材の確保・定着を支援する。</p> <p>○キャリア形成事業所支援事業 介護福祉士等養成施設の教員等が個々の事業所のニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の養成及び講師として施設内研修を行うことにより職員のキャリアアップや資質の向上を図り、職場定着を支援する。</p> | <p>85,417</p> <p>30,102</p> <p>70,639</p> <p>21,756</p> <p>92,591</p> <p>53,325</p> | <p>地域福祉推進室地域福祉課</p> |
| <p>認知症介護研修事業</p> <p>高齢者の介護業務に従事する職員に対し認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図る。</p> | <p>3,244</p> | <p>高齢介護室介護支援課</p> |
| <p>介護職員処遇改善等臨時特例基金事業(介護職員処遇改善交付金の交付)</p> <p>介護職員の処遇改善に取り組む事業者(法人等)に対して「大阪府介護職員処遇改善交付金」を交付する。</p> | <p>11,055,750</p> | <p>高齢介護室介護支援課</p> |
| <p>介護情報・研修センター事業</p> <p>介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や住宅改修等に関する研修を実施する。</p> | <p>15,429</p> | <p>地域福祉推進室地域福祉課</p> |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 | | | | | | |
|---|----------------------|---------------|-------------|---------|------|---------|---------|------------|
| <p>福祉人材センター運営事業</p> <p>社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を、「大阪府福祉人材センター」として、府が指定し、事業委託により福祉・介護の人材に関する情報の収集提供、広報、啓発、講習会等各種事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉分野の無料職業紹介事業 ○広報、啓発事業 ○求人求職者向けセミナー ○民間社会福祉施設合同求人説明会 | 32,456 | 地域福祉推進室地域福祉課 | | | | | | |
| <p>介護福祉士等修学資金貸付事業</p> <p>府内の社会福祉施設等における介護福祉士等の養成・確保を図るため、府内に在住し、府内の介護福祉士養成施設等に在学し、資格取得後、府内の社会福祉施設等において、介護業務等に従事しようとする者に対し、修学資金の貸付を行う。</p> <p>貸付金額:月額36,000円以内(平成20年度新規貸付を廃止)</p> <p>平成21年度から(社)大阪府社会福祉協議会に間接補助して新たに貸付を実施する。</p> <p>貸付金額:月額50,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学準備金20万円(初回に限る) 就職準備金20万円(最終回に限る) | — | 地域福祉推進室地域福祉課 | | | | | | |
| <p>地域保健関係職員研修</p> <p>府域の保健サービスを充実できるよう府及び市町村の地域保健関係職員の資質向上を図るための研修を実施する。</p> | 2,460 | 保健医療室地域保健感染症課 | | | | | | |
| <p>看護師等修学資金の貸与</p> <p>府内の保健師、助産師、看護師、准看護師の確保及び質の向上に資するため、養成施設に在学する生徒に対し、修学資金貸与を行う。</p> <p>○貸与金額(月額)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大学院修士課程:</td> <td style="text-align: right;">83,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保健師・助産師、看護師</td> <td style="text-align: right;">31,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">准看護師</td> <td style="text-align: right;">21,000円</td> </tr> </table> | 大学院修士課程: | 83,000円 | 保健師・助産師、看護師 | 31,000円 | 准看護師 | 21,000円 | 196,661 | 保健医療室医事看護課 |
| 大学院修士課程: | 83,000円 | | | | | | | |
| 保健師・助産師、看護師 | 31,000円 | | | | | | | |
| 准看護師 | 21,000円 | | | | | | | |
| <p>一日看護師体験事業</p> <p>看護師確保や看護に対する理解を深めてもらうため、高校生[2・3年生]を対象に府内の病院で実際の看護を体験してもらう「一日看護師体験事業」を実施する。</p> | 246 | 保健医療室医事看護課 | | | | | | |
| <p>ナースセンターの運営</p> <p>看護職員の長期的かつ安定的な確保を図るため、潜在看護職員の就労促進を行うとともに、各種講習会を通し、看護、介護知識の普及等を行う。</p> <p>設置場所:大阪府看護協会会館</p> <p>委託先:(社)大阪府看護協会</p> | 30,169 | 保健医療室医事看護課 | | | | | | |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|---------------------|----------------|
| 高年齢者雇用促進フェア事業 地域における団塊世代を中心とした高年齢者の多様な就業ニーズに対応した雇用形態の就労を確保するため、地域労働ネットワークを活用し、雇用・就業の促進を図る。 | 1,112 | 雇用推進室雇用対策課 |
| JOBプラザOSAKA事業 中高年齢者や高齢者、障がい者、母子家庭の母親等のうち、働く意欲と能力がありながら就労にあたり様々な困難な要因を抱えている人や、市町村が実施する地域就労支援事業から誘導のあった者などへの就労支援を行うワンストップサービスセンターとして、大阪府が「JOBプラザOSAKA」を開設。 キャリアカウンセリング、各種セミナー等のほか、求人開拓を含めた職業紹介を行う業務を民間の就職支援会社に委託して実施する。 | 81,869 | 雇用推進室雇用対策課 |
| シルバー人材センター事業 高年齢者の定年退職後等における就業機会の確保と社会参加及び生きがいの充実を図るため、臨時的、短期的又はその他軽易な業務への就業を支援する公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会及び各市町シルバー人材センターに対する指導・支援の実施。 | 6,472 | 雇用推進室雇用対策課 |
| 高等職業技術専門校運営費 40歳以上の中高年齢者を対象に、夕陽丘高等職業技術専門校の「開業支援科」、「総務ビジネス科」(平成23年度新設)において、職業訓練を行う。 | — | 雇用推進室人材育成課 |
| イ 障がい者福祉の充実及び就労支援 | | |
| 障がい者自立支援対策臨時特例基金事業(福祉・介護人材の処遇改善交付助成の交付) 福祉・介護職員の処遇改善事業に取り組む障がい福祉サービス等事業所に対して「大阪府福祉・介護人材の処遇改善助成金」を交付する。 | 4,179,667 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 |
| 障がい者自立支援基盤整備事業 障害者自立支援法の施行に伴い、新制度への円滑な移行の促進を図るため以下の補助を行う。 ○施設の改修・増築工事に対する補助及び設備(備品)に対する補助 ○グループホーム・ケアホームの改修・増築工事に対する補助及び消防設備整備工事に対する補助 ○新体系サービス事業所開設準備経費(初度設備)に対する補助 ○大規模生産設備に対する補助 | 1,729,357 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| 障がい者共同生活援助・共同生活介護事業 障がい者の地域生活を援助するグループホーム・ケアホームに入居している障がい者に対し援護を行う市町村に助成する。(援護の実施者:市町村) | 1,814,008 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|---------------|
| <p>都道府県相談支援体制整備事業</p> <p>障がいのある方やその家族に障がい福祉サービスの情報提供や、サービスの利用調整等を行う相談支援の充実を図るため、市町村や地域の相談支援事業者等にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の充実を図る。</p> | 2,503 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| <p>障がい者自立相談支援センターにおける各種業務</p> <p>○地域支援課における相談支援業務</p> <p>障がい者の地域生活への移行を推進するため、ケアプラン等の作成支援や相談支援従事者研修等の人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進し、地域生活を支援する。</p> <p>また、身体障がい者手帳及び療育手帳の交付を行う。</p> <p>○身体障がい者支援課における相談支援業務</p> <p>身体障がい者更生相談所業務を行うとともに、来所が困難な障がい者の専門的相談に応じるため、巡回相談を実施する。</p> <p>また、高次脳機能障がい支援普及事業(都道府県地域生活支援事業)を実施する。 (身体障がい者更生相談所の業務概要)[身体障害者福祉法第 11 条による設置]</p> <p>・専門的相談指導(巡回リハビリテーション等の実施)、判定(医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定)、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、施設利用調整、市町村相互間の連絡調整・関係機関との連携・支援、広報・啓発を実施する。</p> <p>○知的障がい者支援課における相談支援業務</p> <p>知的障がい者更生相談所の業務を行うとともに、知的障がいを伴う発達障がいへの支援に取り組む。</p> <p>(知的障がい者更生相談所の業務概要)[知的障害者福祉法第12条による設置]</p> <p>・専門的相談指導および判定(医学的・心理学的および職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等)出張判定、市町村職員研修、施設利用調整、市町村相互間の連絡調整、関係機関(施設、養護学校等)との連携・支援、広報・啓発等を実施する。</p> | 18,778 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| <p>大阪後見支援センター運営事業</p> <p>再掲【3-(2)-④】 →P47 参照</p> | (201,750) | 地域福祉推進室地域福祉課 |
| <p>福祉サービスに関する苦情解決事業</p> <p>再掲【2-(2)-②】 →P26 参照</p> | (11,212) | 地域福祉推進室地域福祉課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|----------------------|----------------------------------|
| <p>障がい者地域生活支援事業</p> <p><都道府県> 障がい者の自立と社会参加を促進するため、下記の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点訳奉仕員養成事業 ○朗読奉仕員養成事業 ○手話通訳者養成事業 ○要約筆記奉仕員養成事業 ○オストメイト社会適応訓練事業 ○盲ろう者通訳・介助者派遣事業 ○盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 ○身体障がい者補助犬育成事業 ○身体障がい者自立支援事業 ○生活訓練等事業 など <p><市町村> 障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域の実情に応じて市町村が選択実施する事業に要する経費を助成する。</p> <p>(選択事業の種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○コミュニケーション支援事業 など | — | 障がい福祉室自立支援課 障がい福祉室地域生活支援課 |
| <p>障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業</p> <p>障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で、就労面及び生活面での総合的な支援に向けた取組みを進めるため、府内各障害者就業・生活支援センターに生活支援を行う生活支援ワーカーを配置する。</p> | 122,976 | 障がい福祉室自立支援課 |
| <p>障がい者地域医療ネットワーク推進事業</p> <p>身近な地域で、障がい者が安心して医療を受けられるよう、医療機関の連携を図り、障がい者地域医療ネットワークを推進する。</p> <p>このため、障がい者地域医療の普及・啓発をはじめ、専門的治療が必要な合併症や二次障がい等に関する患者紹介等の円滑化、協力医療機関の拡大を図る。</p> | — | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| <p>障がい者福祉作業所運営事業</p> <p>障がい者が通所する小規模な作業所に対して、市町村を通じて助成することにより、事業・運営の安定を図り、障がい者の社会参加と生きがいを促進する。</p> | 199,250 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| <p>小規模通所授産施設運営費等助成事業</p> <p>社会福祉法の施行により、従来より緩和された要件で設置が可能な「小規模通所授産施設」制度が創設された。今後、より一層作業所の認可施設への移行を促進することにより、在宅障がい者への支援を充実し、もって福祉の増進を図るため、市町村を通じて運営費の一部を補助する。</p> | 386,450 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |

| 事業名及び平成 23 年度事業概要 | 23 年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|-------------------------|---------------|
| 相談支援従事者研修事業 地域における複合的なニーズを有する在宅障がい者の生活を支援する相談支援従事者の養成を図る。 | 7,683 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 地域交流事業 在宅精神障がい者が、地域住民との交流グループを形成し、交流することで、自立と社会参加への意欲を醸成し、精神障がい者に対する理解と協力を広げる。 | 5,430 | 障がい福祉室自立支援課 |
| ホームヘルプサービス事業 常時介護を要する重度の障がい者等のいる家庭を訪問し、日常生活の介護等を行う市町村に対して補助を行う。(実施主体:市町村) | 5,145,511 (障がい児等を含む) | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 障がい児(者)短期入所事業 再掲【3-(2)-②】 →P44 参照 | 470,134 (障がい児等を含む) | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 障がい者(児)施設等施設整備事業 ○ 社会福祉法人等が行う障がい者(児)施設等やケアホーム・グループホームの整備に対して助成する。 ○ 既存の入所施設が新体系サービス事業所に移行する際等に、施設退所者の地域の受入先であるケアホーム・グループホームの創設に必要な費用を補助し、障がい者の地域移行を推進する。 ○ ケアホーム・グループホーム(自己所有物件)のバリアフリー化のための工事費に対して補助し、障がい者の自立した生活を支援する。 | 547,323 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| 大阪府社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業 ○ 国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金で造成した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等を活用し、耐震化整備及びスプリンクラー整備を行った社会福祉法人に対して整備補助金を交付する。 | 3,786,943 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| 身体障がい者及び知的障がい者医療費助成事業 身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体:市町村) ○1～2級の身体障がい者手帳所持者(児) ○重度の知的障がい者(児) ○中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者(児)。 ただし、障がい基礎年金(全部支給停止)の所得制限を準用(単身の場合:本人所得 462 万 1 千円以下)。 ○一部自己負担額 1医療機関あたり 入通院各 500 円/月(月 2 日限度) ※1ヶ月あたり自己負担限度額 2,500 円 | 5,058,882 | 国民健康保険課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|--|---------------------|---------------|
| 重度障がい者等住宅改造助成事業 重度障がい者等が住みなれた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する市町村に対して補助を行う。 | 63,814 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 居宅介護従業者(障がい者ホームヘルパー)養成研修事業 訪問介護員養成研修修了者を対象に居宅介護従業者養成研修(2級課程)を実施し、居宅介護従業者が行う業務に必要な知識と技術の習得を図る。 | 3,167 | 障がい福祉室地域生活支援課 |
| 精神障がい者社会復帰施設の運営助成 精神障がい者社会復帰施設に対する運営費を助成する。 | 505,645 | 障がい福祉室生活基盤推進課 |
| JOBプラザOSAKA事業 再掲【3-(2)-④】 →P51 参照 | (81,869) | 雇用推進室雇用対策課 |
| ⑤高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり | | |
| あいあい住宅の供給 高齢者をはじめ、誰もが住みやすいように、浴槽部分の落とし込み、浴室・便所の手すり設置、住戸内部の段差解消等に加え、3ヶ所給湯方式の採用、洗面所・便所等の面積拡大等を行った「あいあい住宅」を供給する。供給戸数:約 1,138戸 | 1,082,238 | 住宅経営室住宅整備課 |
| 府住宅供給公社による高齢者対応住宅の供給 構造等を配慮した高齢者対応住宅を供給する。 公社賃貸住宅建替予定戸数:306戸 | — | 居住企画課 |
| 車いす常用者世帯向け(MAIハウス)の供給 入居者の障がいの程度・内容に配慮し、入居者の身体的特性に基づき、浴槽や便器の選択、手すりの設置など、細部を設計する特別設計(ハーフメイド方式)による府営住宅を供給する。 供給戸数:26戸 | 43,654 | 住宅経営室住宅整備課 |
| 府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用 再掲【1-(2)-①】 →P17 参照 | (—) | 住宅経営室経営管理課 |
| 既存府営住宅の高齢者向けへの改善 既存府営住宅の住戸内について、室内段差の解消や手すりの設置等を行う等、高齢者・障がい者の負担を軽減するための住環境の整備を行う。 改善戸数:1300戸 | 705,502 | 住宅経営室施設保全課 |
| 既存府営中層住宅へのエレベーター設置 再掲【1-(2)-①】 →P17 参照 | (820,241) | 住宅経営室施設保全課 |
| 車いす常用者世帯向け住宅への改善 車いす常用者の生活環境の整備を図るため、既存の府営住宅にスロープ等の設置や浴室・便所等の改善などを行う。 改善戸数:4戸 | 58,964 | 住宅経営室施設保全課 |
| 府営住宅の団地内バリアフリー化 再掲【1-(2)-①】 →P17 参照 | (57,986) | 住宅経営室施設保全課 |
| 既存集会所整備(ふれあいハウジングの推進) 再掲【1-(2)-①】 →P17 参照 | (33,600) | 住宅経営室施設保全課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|------------------------------|
| 長寿社会に対応した民間賃貸住宅建設への誘導 あらゆる年齢の健常者も含めて、高齢化に伴い、身体的機能が低下した場合でも支障なく住み続けられ、自立した生活を営めるよう配慮した「長寿社会対応住宅推進基準」を設け、住宅金融支援機構を活用して、賃貸住宅を建設する方で府の定める条件を満たす方に対し、利子補給を行う。 | 18,987 | 居住企画課 |
| 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者、地方住宅供給公社等に対し、建設及び改良に要する費用の一部と家賃の減額に要する費用に対して補助することにより、高齢者が低廉な家賃で入居できる優良な賃貸住宅の供給を促進する。 | 878,204 | 居住企画課 |
| あんしん住まい確保プロジェクト 府営住宅を地域の資産として、まちづくりへの活用を行い、団地内だけでなく、周辺地域にサービス提供が図られるようなサービス付き高齢者向け住宅や介護・医療・生活支援サービス提供施設などの用途へ転換をはかることにより、地域のあんしん住まいを実現するための検討を行う。 | 5,004 | 居住企画課 |
| 公的賃貸住宅のグループホームへの活用 障がい者の入所施設・精神科病院からの地域移行等を進め、地域で住み続けられるようにするため、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用し、UR賃貸住宅や公社賃貸住宅などにおいても、グループホーム・ケアホームとしての活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。 | — | 居住企画課 |
| 福祉のまちづくりの推進 「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪府建築基準法施行条例」に基づき、障がい者、高齢者や妊婦をはじめとするすべての人が自由に移動し、社会参加できる福祉のまちづくりを推進する。 | 7,519 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 建築指導室建築企画課 |
| 府営公園新ハートフル事業の推進 新バリアフリー法にもとづき、高齢者や障がい者などすべての府民の利用に配慮した公園施設の改修を行うため、事業計画を策定する。 | — | 公園課 |
| 安全で人にやさしい府道緑化事業の推進 安全で人にやさしい緑の道づくりとして高齢者、障がい者の方に配慮した緑化の推進に努める。 | — | 公園課 |
| 高等学校福祉対策整備事業 「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、府立高等学校4校にスロープや階段手すりの設置、便所の改修等の施設整備を行う。(平成6年度～) また4校に障がい者用エレベーターの整備を行う。 (平成4年度～) | 151,857 | 教育委員会事務局施設財務課 |
| 支援学校福祉対策整備事業 「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、府立支援学校にスロープや階段手すりの設置、便所の改修等の施設整備を行う。(平成6年度～) | 82,874 | 教育委員会事務局施設財務課 |
| 福祉のまちづくり啓発事業 府民一人ひとりがすべての人にやさしいまちづくりに取り組む気運を盛り上げるとともに、府民参加による福祉のまちづくりの推進を図る。 | — | 障がい福祉室障がい福祉企画課 |

| 事業名及び平成23年度事業概要 | 23年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---|---------------------|---------------------------|
| ⑥女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応 | | |
| 外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実 婦人保護事業の観点から、外国人女性を対象とした相談事業を女性相談センターで実施する。また、必要に応じて一時保護を行う。 ○相談時間:午前9時～午後8時(祝・年末年始を除く) ※通訳者が必要な場合 月～金:午前9時～午後5時30分 | — | 子ども室家庭支援課 女性相談センター |
| 医療安全センター運営事業(外国人医療相談事業) 外国人のための医療相談や情報提供をしている団体に対しての助成 | 425 | 保健医療室医事看護課 |
| 外国人情報コーナー 再掲【1-(2)-③】 →P18参照 | (2,692) | 都市魅力創造局国際交流・観光課 |
| 総合相談事業交付金 再掲【3-(2)-①】 →P42 参照 | (227,000) | 人権室 |
| 人権教育推進計画に基づく施策の推進 「大阪府人権教育推進計画」に基づき、下記事業を実施する。 ○大阪府人権教育推進懇話会の運営 ○人権教育・啓発の指導者の養成 ○人権教育・啓発教材の整備 | 3,988 | 人権室 |